

# 津島おでかけタクシー

いよいよ

1月10日(火)から運行開始



## 対象

市内に住民票があり、  
次のいずれかに該当する方

- ・75歳以上の方
- ・身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、  
精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ・妊婦の方および出産後1年未満の女性



## 利用の流れ

### 1 まずは 利用登録申請を

申請書は、市役所および主な市の施設等にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。申請いただくと、タクシーの乗車時に必要な「利用登録証」を後日お送りします。



申請には**顔写真**などが必要になります。ほかに必要なものは、申請書に付いているチラシをご覧ください。

※**顔写真については、あらかじめ現像されたものをご持参いただく必要がありますが、お持ちいただくことが困難な方は、申請時に撮影させていただきます。ご本人様がお越しの上、申請窓口でお申し出ください。**



### 2 タクシーを予約

利用するには、電話予約が基本です。

予約の際には**必ず「おでかけタクシーで」と伝えてください。**



タクシー 会社一覧	名鉄西部交通 ☎26-2406	日の丸タクシ ☎28-2049
	玉利タクシー ☎25-1240	名古屋近鉄タクシー ☎0570-04-3833

※一覧は11月現在のものであり、今後、タクシー会社が追加されることがあります。上記のタクシー会社に限り、駅などで待機しているタクシーを予約なしで乗車できます。

### 3 タクシーで おでかけ

- ・利用できる時間は、曜日に関係なく、午前8時30分～午後7時
- ・利用者の負担額は、タクシー運賃とお迎え料金等を合わせた額の2分の1（10円未満切り上げ）
- ・お支払いは現金のみ
- ・利用目的は自由。付き添い者は、車の定員人数まで同乗可能。10分を目安に一時的な立ち寄りが1回程度できます（別途、待ち料金がかかります）。
- ・市内ならどこへでも。ただし、**必ず「自宅から出発して〇〇へ」または「〇〇から自宅で降りる」にしてください。**
- ・市外はJR永和駅とJR蟹江駅のみご利用いただけます。



ご注意ください

- ・その日の車の運行状況によっては、予約時間どおりに迎えに行けずお待たせしてしまう場合や、予約を承ることができない場合があります。
- ・乗車したらすぐに**必ず利用登録証を乗務員に提示してください。**提示がない場合は、おでかけタクシーとしての扱いができません（全額自己負担になります）。
- ・JR永和駅とJR蟹江駅以外の市外の場所をご指定された場合は、おでかけタクシーの対象外となります（全額自己負担になります）。
- ・おでかけタクシーと福祉タクシー料金助成利用券との併用はできません。

問合せ 福祉課福祉G ☎24-1115 FAX24-1138

# 令和4年度 国民健康保険税の減免

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

特別な事情で保険税を納めることが困難な世帯の方に対し、保険税の減免制度を設けています。

減免を受けるには申請が必要です。

申請期限 2月21日(火)

持ち物 保険証、身元確認書類

区分	減免を受ける理由		減免する額
災害減免	震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害により、その居住する家屋が右に掲げる被害を受けたとき	全壊・全焼 または流出	減免の理由が発生した日以後に納期限が到来する納期に係る保険税額の全部
		半壊または半焼	減免の理由が発生した日以後に納期限が到来する納期に係る保険税額の50%に相当する額
低所得者減免	世帯主および国保加入者の令和3年1月から12月まで(以下令和3年中)の総所得金額が43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円)以下の所得申告世帯で、令和4年4月1日現在の国保加入世帯		令和4年度に係る保険税額の30%に相当する額
所得激減者減免	世帯主および国保加入者の令和4年1月から12月まで(以下令和4年中)の総所得金額の見込額が、令和3年中の総所得金額に比べ3分の2以下に減少し、令和3年中の総所得金額が500万円以下の世帯	令和3年中の総所得金額が250万円以下	令和4年度に係る所得割額の50%に相当する額。ただし、令和4年中の総所得金額が令和3年中の総所得金額の3分の2を超えた場合には、減免が取り消されます。
		令和3年中の総所得金額が250万円を超え500万円以下	令和4年度に係る所得割額の30%に相当する額。ただし、令和4年中の総所得金額が令和3年中の総所得金額の3分の2を超えた場合には、減免が取り消されます。

# 新型コロナウイルス感染症の影響による減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付が困難な世帯の方は、右記へご相談ください。

## 国民健康保険税

保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

## 後期高齢者医療保険料

保険年金課医療・年金G ☎24-1114

## 介護保険料

高齢介護課介護保険G ☎24-1117

軽自動車の車検は、**軽JNKs**で変わる!

令和5年1月から、**軽自動車税納付確認システム(軽JNKs)**で、**継続検査窓口**での**納税証明書の提示**が**不要**になります!

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

## 乳がん検診が インターネット予約できます

### 市民病院ホームページ

☎<http://www.tsushimacity-hp.jp/>

トップページのピックアップ「乳がん検診受診予約」からお進みください。

問合 市民病院健康管理センター

☎28-5151 内線3111



令和4年分市・県民税申告書は自分で作成して提出しましょう!



# 市・県民税等の申告について



感染防止に伴う  
混雑緩和等への  
ご協力について

例年、2月16日から3月15日まで市で開設する申告受付会場(市役所・神守支所・神島田連絡所)は大変混雑します。そのため、**会場待ち合いの入場制限を行うなど規模を縮小して開催**します。

皆さんの安全確保の観点からも、あらかじめ必要書類の確認を行い、**ご自分での申告の準備、作成(申告書、医療費控除明細書、事業所得(営業等、農業)または不動産所得がある方は収支内訳書)**をしてください。

市・県民税申告書は、会場入口付近に設置する**申告書受付箱**への投函、または郵送による提出が可能ですので、ご理解とご協力をお願いします。

提出先

〒496-8686(住所不要)  
津島市役所税務課宛

※市・県民税申告の案内は、昨年申告した方(収入0の申告は除く)を対象に1月末にご自宅へ郵送します。

※市・県民税申告書は、1月末に掲載する市ホームページ「市・県民税申告」から自分で申告書を作成して印刷することもできます。

※市・県民税の申告に限り、申告期間前でも税務課窓口で**随時受付**(開庁日に限る)を行います。

申告相談が  
**事前予約制**になります

昨年までは番号札で受付をしていましたが、今年からインターネットまたは専用ダイヤルによる**事前予約**となります。2月1日(水)から予約を開始しますが、詳細は市政のひろば2月号や、市ホームページ等でお知らせします。

次に該当する方は津島税務署(文化会館申告会場)へ

- ①個人事業主で、青色の確定申告書を提出する方
- ②確定申告をする方で、事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成の方
- ③令和4年中に土地や家屋、株式を売却した方
- ④家屋の新築または購入などにより、新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ⑤死亡した方の確定申告をする方
- ⑥令和3年分以前の確定申告をする方

※**所得税および贈与税等の確定申告と納付の期限**

- ・所得税および贈与税…3月15日(水)
- ・個人事業者の消費税…3月31日(金)

問合

市・県民税申告 市税務課市民税G ☎55-9263

確定申告 津島税務署 ☎26-2161

所得の申告に必要な  
書類を送付します

## 納付額確認書の発送

所得の申告で社会保険料の控除に必要な国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書を1月下旬に送付します。

送付される方

- ・納付書または口座振替で納付している方
- ・遺族年金や障害年金からの天引きで納付している方

送付されない方

- ・既に市役所で交付を受けている方
- ・老齢・退職年金等からの天引きで納付している方(年金保険者から送付される公的年金等の源泉徴収票をご利用ください)

問合

国民健康保険税

保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

後期高齢者医療保険料

保険年金課医療・年金G ☎24-1114

介護保険料

高齢介護課介護保険G ☎24-1117



# 津島税務署からのお知らせ

確定申告には **簡単・便利** な  
**e-Tax**にご協力を!  
スマホ・PC等から申告できます!

令和4年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・送信が可能です。

なお、スマホのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額等が自動で入力されるほか、令和5年1月からは、青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能になります。

また、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税等のデータが確定申告書に自動で入力されます。マイナポータルを通じて取得可能となるデータについては、今後も順次拡大を予定していますので、ぜひご利用ください。

## 確定申告会場 について

令和4年分の確定申告会場は、2月16日(木)から3月15日(水)までの間、文化会館で開設します。

確定申告会場への入場には、「**入場整理券**」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付、または、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の2通りで配付しています。

※入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきます。その際、次の4つが必要になりますので、事前にご準備ください。

- ①マイナポータルアプリのインストール
  - ②源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
  - ③スマホおよびマイナンバーカード
  - ④マイナンバーカードの発行時に設定した下記のパスワード
- ・署名用電子証明書(英数字6~16桁)
  - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)

## 注意しましょう

20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。令和4年4月に民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されています。

問合 津島税務署 ☎26-2161

## 障害者控除対象者認定書の発送

所得税および市・県民税の障害者控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」を1月下旬に発送します。

### 対象

**特別障がい者** 65歳以上で令和4年12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、寝たきりまたは重度の認知症の方

**障がい者** 65歳以上で令和4年12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上」の方

※要介護認定の判定において、障害高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が基準以上である方が対象です。障害者手帳とは異なります。

問合 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

## 医療費通知の発送

国民健康保険証で医療機関を受診された方に対し、2カ月ごとに発送しています。令和4年11・12月診療分を2月下旬に発送します。

確定申告などで医療費控除を申告する方は、この通知を添付すると医療費控除明細書の記載を省略できます。医療費通知が届く前に申告する方は、領収書をご利用ください。

問合 保険年金課国民健康保険G  
☎24-1113